

御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準
を定める条例の一部を改正する条例

御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成 27 年御杖村条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一の」を削り、「常勤の職員及びその」を「常勤の職員の」に改め、「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。))」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうち 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。